

平成29年度

監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園・保育所）

大分市監査委員



監 査 第 9 8 1 号
平成 3 0 年 2 月 1 4 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿
大分市教育委員会教育長 三 浦 享 二 殿

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 佐 藤 和 彦

大分市監査委員 大 石 祥 一

監査の結果について（報告）

施設監査（学校・幼稚園・保育所）を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

施設監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
小学校 4校 滝尾、桃園、田尻、 野津原東部	平成29年度(平成29年4月1日～平成29年9月30日)に係る支出負担行為等の経理事務及び財産管理状況等	平成29年10月23日～ 平成30年1月26日
中学校 3校 滝尾、竹中、野津原		
幼稚園 3園 滝尾、桃園、野津原		
保育所 7保育所 生石、浜町、新春日町、 金池、桜ヶ丘、下郡、 野津原		

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

小学校 中学校 幼稚園

特に指摘事項はなかった。

保育所

生石保育所 浜町保育所 金池保育所 桜ヶ丘保育所 下郡保育所

野津原保育所

(1) 支出負担行為等の経理事務について

- ・ 延長保育の利用料金にかかる収納事務が適正でなかったもの
大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書に現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。
しかしながら、収納した延長保育の利用料金について収納金納付簿へ記載しないまま金融機関に払い込んでいた。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

新春日町保育所

(1) 支出負担行為等の経理事務について

- ・ 延長保育の利用料金にかかる収納事務が適正でなかったもの
大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書に現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。
しかしながら、収納した延長保育の利用料金について収納金納付簿へ記載しないまま金融機関に払い込んでいた。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 施設の管理状況について

- ・ 機械警備のセット忘れの報告があったもの
今後は、危機管理意識の徹底を図り、適正な管理運営に努められたい。

子どもすこやか部

保育・幼児教育課

(1) 支出負担行為等の経理事務について

- ・ 延長保育の利用料金にかかる収納事務について適正な指導がされていなかったもの

大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書に現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、各保育所において、収納した延長保育の利用料金について収納金納付簿へ記載しないまま金融機関に払い込んでいたにもかかわらず、収納事務が適正に行われているか確認をしていなかった。

今後は、保育所を所管する課としての責任を認識し、規則に従った適正な事務処理が行われるよう確認・指導に努められたい。